

第7回 議会改革協議会 会議録（要点）

開催日時 平成27年10月23日（金） 14:00～16:00
開催場所 市役所4階 第1委員会室
欠席者 山盛さちえ（監査委員公務）
会議録作成者 村山金敏・後藤 学

1 前回決定事項の確認

(1) 反問権について

- ・論点を明確化し議論を深める目的で反問できる。
- ・回数は制限しない。

(2) 一般質問実施日の休日開催について

- ・3月定例月の2月28日（日）とする。
- ・一般質問実施は最大5日間とする。

※詳細は議長あて報告書（写）配布により確認

2 今回の協議事項

(1) 反問権について

- ・申し合わせ事項12-（2）中「答弁すべき者」は議員を含むと解する。（→議員が答弁者となる場合は、議員も反問できる）
- ・同（4）「質問者は、反問に対し答弁しなければならない」について、答弁を義務化まですべきでないとの意見があったが、同（3）「議長又は委員長は反問の内容がそぐわない場合…制止することができる」により問題は防げるとの意見が多く、このままとすることが採決により決まった。
- ・同（5）は、反問を本会議に限定していないので削除する。
- ・反問の時間は、一般質問の持ち時間から除外する。
- ・反問の方法は、答弁者が手をあげて意思表示をするものとする。
- ・12月議会から実施する。

(2) 一般質問実施日の休日開催について

- ・代表質問をした者の個人質問は認める。
- ・「一人会派」が代表質問できないことの是非は、各会派持ち帰りとする。

(3) 分科会からの報告について

- ・政務調査費の条例改正のたたき台を作成したので、10/30 分科会に向け各会派で検討を。条例・規則改正を最優先したい。
- (4) 委員会の録画映像の取り扱いについて
- ・自分の所属委員会以外の録画映像を扱うことを可とする。
- (5) 今後の予定について
- ・常任委員会の視察報告書等は公開とする。
 - ・今後先行して検討する事項として、以下の事項について提案があった。
 - 議長・副議長選挙のあり方
 - 審議会委員報酬は適当か
 - 委員外議員の発言のあり方
 - 議案等質疑の回数
 - 〃 の事前通告制度
 - 人事関係議案の質疑省略
 - 請願等提出者に追加説明の希望がある場合の扱い（陳情採択）
 - 旅費条例における 100 km要件
 - 政務活動費分科会案の検討
- (6) その他
- ・次回開催日
11月20日（金） 13：00～
 - ・協議事項
政務活動費分科会案の検討を中心に行う。